

2001年3月21日

## 頂いたご意見

### 全体としての印象

安全確保に向けての原子力関係者の高揚した意識が感じられます。そういう高揚した意識が、これだけのものをまとめさせ、これからこれを運用するにつきましても、内容を充実したものにするに相違ありません。

技術者倫理は、知識と意識の調和のうえに築かれるもののようで、知識だけでは旧来の倫理学になりますし、意識だけでは情緒的なモラル論になってしまいます。それではどのようにして調和を達成するかとなると、これは机上論ではできないことで、一番いいのは、技術者（engineer）の職場の環境がそれを目指していることだと思います。その点で、技術者倫理を論じるには、いまの日本では、原子力関係が最前線ではないでしょうか。規定案は、現時点でのその結実といえましょう。冷静な方々が細密に分析的追求をすればいろいろ批判があるでしょうが、それよりも、日本の産業の有力な一分野の方々がその知識と意識を汲み上げてこれだけの統一されたものを作り上げたことが高く評価されるべきだと思います。

規定案の特徴を観察しますと、第1に、技術者倫理ではアメリカが先行しましたがその成果をよく消化し取り入れておられること、それは日米の技術者に素養の違いがあつてなかなか難しいのに、第2に、この分野の技術者がこれなら受入れそうと思われる日本語で表現しておられます。

第3に、M先生が、原子力関係では、「原子力基本法という法律を守る努力が倫理につながる」とおっしゃっておられました<sup>(注)</sup>が、これは法と倫理の補完関係の強調にほかならず、そういう一貫性が感じられます。

第4に、M先生が、「最善のものをいうなら、いつまでたってもできない。作ることよりもむしろ見直しの努力が大切」と言われました<sup>(注)</sup>。小綺麗な作品よりも、こういう骨の太い荒削りの作品のほうが、フロンティア開拓の工学にはふさわしいと思います。「会員各自が自分の言葉におきかえて身近におき、日々の行動の道しるべにすべきもの」とも言われ、WFEOの規程ともよく合致してよかったと思いました。

第5に、これもM先生がおっしゃったこと<sup>(注)</sup>ですが、「全国行脚して、考えてもらうことにしたい」という姿勢が、この規定案の性格を最もよく表しているようです。技術者倫理に必要なのは、危険と向き合う科学技術の場で統合された意識なのだとことを実感しました。

### 用語について

規定案のつぎの条項にアンダーラインをしましたが、その部分に少し無理があるように思うのですが、いかがでしょうか。

7. 会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に行動する。

7 - 1 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを行なってはならない。

7 - 4 . 会員は、被雇用者、代理人あるいは受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。被雇用者として所属する組織を規制・監督する組織の受託者あるいは代理人として規制・監督に関する業務を行なうこと、また逆に、被雇用者として所属する組織が規制・監督している組織のための業務に就くことは慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

これらの条文のうち、7 - 1の「雇用者の代理人」「依頼者の受託者」というのが、本来の表現だと思います。

7および7 - 4の「被雇用者、代理人あるいは受託者」とあるうちの「代理人」を、M先生は“公衆の代理人”と説明されたかと思うのですが、公衆がからむ文脈は、“技術者は雇用者の代理人として、あるいは、依頼者の受託者として、公衆のための業務をする”ということではないでしょうか。もしそうであれば、7および7 - 4のそれは、「被雇用者あるいは受託者」とするのが適切かと思います。

アメリカの倫理規程では、技術者は「誠実な代理人または受託者として行為する」というふうに、被用者として雇用者の代理人という立場と、委託者からの受託者という立場とを、並べて同等に扱っています。

日本では、技術者が業務をするについての法律関係がほとんど解明されていませんから、このように明快な扱いは知られていないようです。しかし、技術者の責任を論じるのに、被用者としての技術者の特論と、受託者としての技術者の特論とを必要とするというのは、大変難しくなります。こうしてアメリカでの扱いがわかってみると、これなら技術者や一般市民の頭に入りやすく、日本でもこのように考えてよいのではないのでしょうか。ご意見中の(注)は、01/1/22 開催、「科学技術の倫理とリスク研究会」第7回研究会「日本原子力学会倫理規定案を巡って」を指す。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

ご指摘のあった憲章7.および行動指針7-4.について再検討した結果、次のように変更することに致しました。

憲章7.「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

ここでいう契約は、通常の雇用関係、委託関係のほか、より広義に「社会との契約」とも読めるようにしました。「本憲章の他の条項に抵触しない限り」は必ずしも挿入したくはなかったのですが、より上位の条項、とくに憲章2.との関係をより明確にし、当委員会としての説明責任を果たすため挿入しました。

また、行動指針7-4.は、若干複雑な文章表現となりますが、7-1.と同じ用語(ご指摘の用

法)を用い、次のように変更いたします。

<利害関係の相反の回避>

7 - 4 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の受託者として規制・監督に関する業務を行なうことは、慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。